

◆1番（小川義昭君） 会派・市民の声の小川義昭でございます。

私は、3月開催の第1回定例会一般質問で、新市白山市の出発に当たり、新しい自治体行政の進路や市議会に臨む心境の一端などを述べさせていただきました。そして、白山市総合計画の策定手法及びその時期、新市の都市計画と市街地再生について質問させていただきました。角市長より明快な御回答をいただくと同時に、早々に白山市総合計画審議会設置に伴う委員の募集を行うなど、迅速に実行していただきましたことに感謝申し上げます。

今回の私の一般質問の1つ目は、自治基本条例の制定についてであります。

実は、この自治基本条例につきましては、3年前の平成14年第2回松任市議会定例会で、現在の議長であります徳田議員から一般質問された経緯があります。その概要は、市の条例の中でも最高位に位置する条例として、市民の目線に立った上で、情報共有の原則と市民参加の原則を基本とした自治基本条例を制定したらどうかというものであります。これに対し、当時の角松任市長はその答弁で、各種施策の効果を高めるために、自治基本条例の制定について前向きに検討してまいりたいとの考え方を示されました。しかし、この条例はその後の合併論議の浮上により、日の目を見ずに今日に至っております。こうした経緯を踏まえ、白山市が誕生した今、その新市の町づくりのために、徳田議員とは多少異なった観点から、白山市の憲法とも言うべき自治基本条例制定の必要性について私の考えを申し述べ、市長の見解をお伺いしたいと思っております。

明治以来、我が国は中央省庁の主導のもとに、国全体の発展をリードしてまいりました。しかし、このことが東京への一極集中を生み、また、個性豊かな地域社会の育成を阻害するといった弊害ももたらすようになりました。そこで、明治維新、戦後改革に次ぐ第三の改革と言われる地方分権改革が推し進められ、平成14年4月、地方分権一括法が施行され、現在、本格的な地方分権の時代の模索と政策展開が始まっているのであります。

地方分権は、地域のことは地域で考え、地域みずからの責任で決める、自己決定、自己責任という基本的な考え方に立っています。このような地方分権の趣旨に沿った自治を推進し、自立した地域社会を実現していくためには、自治体を支える市民、市議会、市長すなわち行政がみずから治めるための基本的な理念や仕組みを定めた、白山市独自の自治基本条例を制定する意義と必要性は、今日いよいよ高まっていると思うのであります。

従来、行政は各種の施策や計画の策定に当たっては、過去の動向や経済、社会状況の科学的分析に基づいた数量的データなどから将来を予測し、いろいろな計画目標を立案し、推進していく手法がとられていました。しかしながら、今日、市民のニーズの多様化や高度化により、数量的なデータなどから、その延長線上に計画目標を設定して将来を予測することが非常に困難な時代となり、行政もそれにこたえることができなくなっているのが実情ではないでしょうか。

行政がすべての市民サービスを請け負う時代から、市民、事業者等の能力や自発性を取り込みながら、行政と一体となり、あるいはそれぞれの役割分担を自覚し、協働して、総合的な共通目標を達成していく時代への転換が指摘されております。市民や事業者等が、単に行政にだけ任せるのではなく、できることはみずから行っていく時代、そこでは作家、司馬遼太郎の評論タイトル「この国のかたち」という表現をかりるならば、白山市のかたちといった地域社会の一体的な、そして主体的かつ独自性ある目標、つまり市民みずから規範的な基本原則を共有する必要性がより高まっているのでありましょう。それによって、改めて行政の牽引力や調整力が担保される時代でもあります。

私が、前回の3月定例会の一般質問で、白山市総合計画の策定手法と市民参加について角市長にただしたところ、市長は計画の策定段階から市民の参画を得ることが必要であり、策定手法としては市民意識調査の実施、各層からの意見を聞く市民フォーラム及びタウンミーティングの開催、さらにパブリックコメントの実施など、市民と直接ひざを交えながら、市民の声を聞いた中で総合計画に反映していきたい、そして今後の行政運営のキーワードは、市民との協働だと答えられました。私も全く同感であります。総合計画などの策定作業も、従来、ややもすれば行政請負型であった行政主導の時代から、計画策定作業の当初から市民が参加し、市民とともに計画を練り上げていき、行政との間で社会的な合意形成を図っていくことに重点を置いた取り組みが既に実施されつつあることは、大いに評価されることであります。

市政は、最終的には市民の代表である市長と行政の責任により、決定、運営されていきますが、近年、市民の間には地域に積極的にかかわり合いたいという社会的関心や、行政への参加意欲が大いに高まっております。こうした市民の声をいろいろな計画の策定にとどまらず、地域社会のさまざまな運営に反映させる仕組みをつくること、市民が市政に参加しやすい仕組みをつくるのが大切だと思います。こうした市民の総意が、白山市のかたちの核心として、市民の憲法とも言うべき、白山市自治基本条例に明示されることを望みます。

さらに、今般の1市2町5村の合併に伴い、白山市の市域の広域化と公共サービスの多様化により、民間委託と指定管理者制度の導入、市民の地域活動におけるNPOやボランティアの役割などが注目されております。公共的な役割を担う地域の主体が行政だけでなく、行政と市民グループの協働が重要なテーマとなっています。すなわち市民と行政がパートナーシップを発揮し、協働する社会の構築が地方分権・地方の時代、地域づくりの柱になってきたのであります。

また、現在の厳しい財政状況の中、自治体の存続自体が問われております。数々の施策について、必要なもの、役割を終えたもの、将来へ向けた優先度などしっかりと評価し、取捨選択し、抜本的な見直しを行い、財政の健全化と財政力の育成に努めることが必要になってきております。ここにも市民一人一人が主体的に責任を持って町づくりに取り組むことが求められております。その規範的な基本原則の共有が不可欠だと考えます。

このような状況から、新しい地方の時代を切り開く白山市のかたち、つまり市民の参画と協働を基本にした市民、市議会、市長すなわち行政との関係や役割を明確にし、どのような自治体、地域社会を形成すべきかという基本原則を、白山市自治基本条例といった形で制定することを願うものであります。

なお、白山市自治基本条例制定に際し、幾つかの留意すべき点があります。

1点目は、白山市に何が求められているのか、何が必要なのか、何が大事なのかを、市民の視点で考え、決めることであります。

2点目は、白山市の文化、産業、自然、歴史、伝統といった個性をどう生かすか。また、どのように反映させるのかであります。

3点目、これが最も重要なことですが、市民と一緒に考えていくというプロセスであります。条例の内容は当然のことながら、つくる過程においても市民の参加、参画があつて審議することによって、初めて本当の自治基本条例になるのだと思うのです。市民が初めて条例をつくる、何と画期的なことではないでしょうか。それも市と市民のルールを決める、市と市民の憲法となるわけですから、これこそ拙速は避け、腰を据えてしっかりとしたものをつくり上げることが必要かと思えます。いずれにしましても町づくりの基本は、市民、市議会そして市長すなわち行政を初めとする白山市の執行機関が互いに能力を発揮し、それぞれの役割に応じ、新時代にふさわしい連携・協力をし、みずからの責任で決定し、行動することで、豊かな社会の実現を図ろうとするものであります。その根本にある町づくりの主役は市民である、その実現のために市民の参画と協働による町づくりの仕組みを宣言し、共有し、みずから実行していくことが大切であります。

白山市自治基本条例の制定は、行政の単なるスタイルを変えていくだけではありません。これからの白山市のあるべき姿を市民、事業者、行政が一緒になって決めて、市民から一層の満足度が得られる施策の展開につなげていくことが最も重要かと思えます。

以上、白山市において自治基本条例が必要とされている社会的背景と、制定に当たっての基本的な考え方を述べました。どうか市長の前向きな御答弁をお願いいたします。

2つ目は、白山一里野温泉についてであります。

今回の補正予算案に一里野温泉引湯管新設工事費がありますが、同事業の実態は、岩間温泉から延長10キロにわたる現在の引湯管の取りかえ修繕工事であります。この引湯管工事は、なお、平成22年度にわたり工費も累積されることなどから、一里野地区内で新たな温泉掘削を行ってはどうかと考え、調査検討されるよう提言して、市当局の見解を求めるものであります。

旧尾口村一里野の一里野温泉は、尾添川水系中ノ川支流湯谷の岩間温泉を源泉として、県道岩間・一里野線道路敷約10キロメートルを保温パイプで引湯しております。昭和47年、手取川ダム建設に伴う一部流域変更に関する地元の同意条件として、県が主体となって引湯し、完成したものであります。施設の補修と維持管理は、県と旧尾口村で経費負担するとされていましたが、3年を経ずにして機能不能となったことから、旧尾口村が肩

がわりしたが、しかし、実質、県が費用を負担して引湯管パイプの取りかえ工事が行われました。昭和52年の一里野温泉スキー場完成後の昭和57年、施設構造物はすべて旧尾口村所有とし、引湯施設の補修と維持管理も旧尾口村の責任で行うように変更され、実施されてきたと、以上のように聞いております。

今回、補正予算計上されているのは、この引湯施設の修繕工事費であります。平成16年度合併と同時に、白山市の補修・維持管理責任で行うことになったようです。しかし、旧尾口村時代からこの引湯施設の欠点として、1番目、10キロと引湯距離が長いこと。2番目、温泉の温度や成分上、噴湯口や引湯パイプに温泉スケール付着や漏湯が発生しやすいこと。3番目、冬季を挟む約5カ月間は現地への通行が困難なため、減湯や断湯しても対処方法がないことなどが指摘されてきました。このために、平成8年に、旧尾口村でも一里野地内で温泉掘削調査を行っているのであります。調査結果は、温泉掘削の可能性ありとして、掘削候補地点などの報告書が提出されましたが、合併までは実行されず、今回の合併協議では引湯管の老朽化が指摘され、その対応が懸案事項として白山市に引き継がれた格好であります。この補修工事費は平成16年度から既に計上され、平成22年度までに合計5億8,000万円余りを見積もられていますが、旧尾口村も欠点を指摘して、一里野地区での新たな温泉掘削を検討したにもかかわらず、今後、多額の市費を投じて現在の引湯管施設ルートのまま補修工事を行う根拠や理由は一体何なのか。

温泉利用が一里野温泉、一里野温泉スキー場として、地域の振興と住民の暮らしと福利に不可欠であることは明らかであり、白山市の重点施策である観光開発の有力な核の一つでもあります。また、引湯の権利関係から、温泉が引かれていない旅館・民宿もあるという現状を打破し、また、その他民家での温泉活用も考慮した同地域全体の活性化策として、ひいては観光都市白山市のイメージアップにつながる新施策として、新たな一里野地区での温泉掘削を検討されるのが妥当ではないかと考えるのであります。私自身、地元の事情や現状の引湯施設の補修、管理費用と一里野地区での温泉掘削費用及び管理費用との比較、費用対効果を調査し、そして諸資料もそろえた上での御提言であります。ぜひとも一里野地区での温泉掘削が実現するよう願うものであります。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございます。